

議案第 5 3 号

損害賠償の額を定め和解することについて

市道の管理瑕疵に係る事故につき法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定し、和解を成立させる必要が生じたため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 5 年 6 月 6 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

記

1 和解の相手方

住 所 兵庫県三田市武庫が丘二丁目●●●●●●
氏 名 ● ● ● ●

2 和解の内容

- (1) 三田市は、相手方 ●● ●●●●に対し、金 5, 0 0 0, 0 0 0 円を支払う。
- (2) 相手方 ●● ●●●●は、三田市に対して、本件に関し今後上記の金員を除き一切の異議、請求の申立てをしない。

3 事故の概要

平成 1 9 年 2 月 5 日午後 9 時頃、相手方自宅前の市道武庫が丘 2 - 1 1 号線において、当該市道の側溝柵部に設置されていたスクリーンが飛び出していたため、スクリーンと側溝柵の間に足が挟まり骨折したものである。